

短期入所のしおり

ご利用の皆様へ お願い

必ず事前にお知らせ下さい。

- 入所日前1ヶ月以内にご本人やご家族に感染症の疑い(発熱、下痢、嘔吐、皮膚疾患等)がある場合
- 前回利用から1年以上空いた場合、入所日前1ヶ月以内に医療入院していた場合、前回の入所から医療処置の内容等状態が変わった場合は、事前の連絡と診療情報提供書のご用意をお願いします。



東京都立東部療育センター

お問い合わせ窓口：地域療育支援室

〒136-0075

東京都江東区新砂3-3-25

電 話 03-5632-8070 (代)

03-5632-8088 (直通)

FAX 03-5632-8081

＜短期入所について＞

当センターは、障害者総合支援法に基づく障害児入所支援・療養介護の施設です。センターでは、重症心身障害児（者）の皆さんが可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法による短期入所事業を行っています。

＜利用できる方＞

在宅生活をされている重症心身障害児（者）

＜手続き・利用期間＞

短期入所サービスを利用するためには「障害福祉サービス受給者証」が必要です。「受給者証」は居住している区市町村の障害福祉サービス担当窓口に申請します。入所時に「受給者証」（支給内容が「重心」「療養介護（医療型）」）の提示がないと利用できません。利用期間は「受給者証」の“短期入所”の欄に記載されている支給量の範囲内となります。

＜入所のご案内＞

1. 入退所時間

入退所時間は原則午前 10 時です（状況により変更する場合があります）。
受付手続き等がありますので、30 分前にはおいで下さい。

2. 入所当日の手続き（流れ）

①9 時 30 分、総合受付で受付をします。



「受給者証」等提示、「短期入所申込書」を記入します。

②地域療育支援室（1F 玄関向かい側）で、短期入所利用の契約書を取り交わします。



③1 階フロアにて、医師が健康確認を行います。

体調不良の場合は診察を受けていただき、お帰りいただく場合もあります。

MSW が持ち物リスト・身体拘束確認表・経管栄養剤、薬剤師がお薬手帳もしくは処方箋コピーと持参薬を受け取ります。すぐに取り出せる場所に入れてお持ち下さい。また栄養士が経管栄養または食事内容の確認を行います。



④10 時に病棟へご案内します。

入所当日の午前中指定の処置（ネブライザー、腹臥位、浣腸等）は実施いたしません。必要な場合は、自宅で実施をお願いします。

3. 退所当日

10時には退室できるよう来院して下さい。

病棟職員による更衣・清拭、時間を早めての処置（ネブライザー、気切処置、軟膏処置、導尿、浣腸等）は実施しません。

4. 持ち物

- ☐ 健康保険証
- ☐ 障害福祉サービス受給者証
- ☐ 各種医療費助成受給者証（お持ちの方のみ）
- ☐ 各種手帳（お持ちの方のみ）
- ☐ 診察券
- ☐ 印鑑

} 医事係総合受付にてコピーをとらせていただきます。

事前に郵送した以下のもの（※初回利用時のみ）

- ☐ 短期入所申込書
- ☐ 契約書・契約書別紙・重要事項説明書
- ☐ 「東京都立東部療育センターに入所される皆様へ」⇒事前にご返送お願いします。

☐ 医療機器・衛生材料類

自宅でお使いのものを日数分お持ち下さい。

- ① 胃瘻・腸瘻のチューブ、接続チューブ（予備1本）
- ② ED・胃チューブ（予備1本）
- ③ 気管カニューレ（予備1個）・固定紐またはバンド
- ④ 人工鼻
- ⑤ 吸引用チューブ
- ⑥ 綿棒、胃ろう等に巻くティッシュ・こより等
- ⑦ ガーゼ、テープ等
- ⑧ アミカポンプ、カフアシスト、エアロネブライザー

※入所中、吸引器、SPO2 モニターは病棟のものを使用します。

※家との往復で使用する吸引器は原則お持ち帰りいただきます。難しい場合は、病棟の了解を得てお預け下さい（洗浄・充電はしません。退所時、早めに来院し充電下さい）。

☆呼吸器ご使用の方は、以下のものを必ず毎回お持ち下さい。

- ☐ 最新の呼吸器の設置・点検報告書（設定が書いてあるもの）
- ☐ 呼吸器本体 ☐ 回路（蛇腹） ☐ 予備回路
- ☐ お釜（加湿器） ☐ 呼吸器用マスク ☐ 人工肺 ☐ アンビューバッグ
- ☐ 取扱説明書、業者緊急連絡先

□ お薬手帳、または処方箋コピー（薬の処方内容がわかるもの）※毎回持参必要

- ・ 最新の処方内容が記載されている「お薬手帳」もしくは「処方箋コピー」
- ・ 電子お薬手帳の方は、印刷したもの

※ 薬のアレルギーがある方は必ずお申し出下さい。

※ 前回入所から内容変更があった場合は、必ず最初に薬剤師及び医師にお申し出下さい。

□ お薬（内服薬・点眼薬・軟膏・吸入薬等）・・・日数分+3 日分

薬については、すべて持ち込みです。

①病棟へ上がる前に、入所中に使用するトレーにお薬を 1 回分ずつセットして下さい。（ここでセットする薬は小袋に入っていないなくても構いません）

②薬剤師がトレ

ーを回収し内容確認後、病棟へ渡します。

予備薬 3 日分は 1 回分ずつ小袋に入れて、それぞれに必ず名前と朝・昼・晩の区別を書いて下さい。

※不足が生じた場合や万が一薬剤を誤って落とす等して使用できなくなった際には予備薬から使用します。

※外す時に袋が破れて薬がこぼれたり、誤入の可能性がありますのでホチキス止めはしないようお願いします。

※軟膏、点眼薬は一つのポーチに入れてお持ち下さい。入所中、中身・数量の確認はいたしません。不足のないようお願いします。

※水薬は小分けせずにボトルのままお持ち下さい。水薬ボトルにはお名前と薬品名をご記入下さい。

※吸入薬については、個包装されている(1 回使い切り)タイプのみご持参下さい。個包装ではないものは、センターで用意します。

□ 経管栄養剤（処方箋で出されているもの）・・・日数分

食品扱いの経管栄養剤（診療報酬対象とならないもの）は当センターで用意しますが、食費がかかります。

□ 着替え

- ・ 下着上下 （日数分+1 組）
 - ・ 着替え上下（日数分+1 組）
- } 必要枚数は一応の目安ですので、ご本人の状態や入所期間に応じて加減して下さい。
原則、1 日 1 更衣です。退所日の更衣はありません。

※下着類はすべて表面に直接マジックで、上着は襟の裏側、ズボンは腹部の裏側に下着同様マジックで記載して下さい。ただし、色の濃い衣類は、白い生地に記載し縫いつけて下さい。入所当日着用 of 服にも名前の付け忘れが無いようご注意下さい。

※大きいサイズ、伸縮性のある衣類の準備をお願いします。金具が付いたものや素材の固い衣類は避けて下さい。

□ 紙おむつ・おしり拭き

入所中は1日約5回のおむつ交換があります。不足にならないよう十分な枚数をご持参下さい。(尿取りパッド+おむつ使用の方の場合:尿取りパッドは毎回交換、おむつは数回に1回の頻度で交換)。おしり拭きもご持参下さい。

□ 私 物

歯ブラシ・電気シェーバー・車いす以外は、収納スペースが少ないため、持ち込みは控えて頂けるようご協力お願いします。ただし、ご本人用に特別に作られたものをお使いの場合はご相談下さい。

※ポジショニングに必要なクッション等は、感染管理上、当センターのものを使用します。それ以外の対応が必要な場合はご相談下さい。

※補装具や医療機器、ラジオ・DVD プレイヤー等の機器類、その他私物の故障、紛失等について、当センターでは責任を負いかねます。

□ 腹臥位台 (プローンキーパー)

日常的に自宅又は通所先で腹臥位台を使用している方はお持ち下さい。ただし、実施については体調をみながらセンターの判断で行います。

□ 洗濯物入れ (ビニール袋等)

洗濯は当センターでは対応しておりませんので、お持ち帰りが原則となっております。(有料:1 ネット 500 円) で業者への洗濯委託はできますので、ご希望の方はご遠慮なく入所の際に地域療育支援室へお申し出下さい。

□ 持ち物リスト

別紙の持ち物リストに持ち物内容及び数量を全て記入し、お持ち下さい。

持ち物リストの用紙については、各自でコピーもしくは当センターホームページよりダウンロードして、入所毎にご準備お願いします。

5. 入所生活

病棟では、日課・週間予定が決められています。

原則、入所日・退所日と水・土日祝日の入浴はありません。

原則として、処置の種類、回数、時間についても当センターの基準に合わせていただきます。在宅で実施していない処置(腹臥位、呼吸器、カフマシーン、経口摂取等)は行いません。

移動時の安全と職員の腰痛予防のため、可能な限り介護用リフト・スライダー等の福祉用具を使用します。

6. 食品の持込みについて

禁止です。

7. 面会について

面会は、原則午前 8 時から午後 7 時です。

12 歳以下の方は、病棟内で面会はできません。

上記時間帯でご都合がつかない方、ご家族以外の方が面会にいらっしゃる場合は、事前に病棟または地域療育支援室までご連絡をお願いします。

訪問籍の方は短期入所中に授業を受けられます。入所時、病棟及び地域療育支援室に予定をご連絡下さい。

事情（感染対策等）により、面会を制限することがありますのでご協力下さい。

8. 感染対策について

麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（みずぼうそう）のワクチン接種をお願いします。

体調が通常と異なる場合（入所日前 2 週間以内の入院、入所日前 7 日以内の臨時薬の使用等）は、短期入所をお断りすることになります。

入所後に新型コロナウイルスの接触者または陽性者と判明した場合は、センターの指示に従っていただきます（退所または病状により転院していただくことがあります）。

入所日前 1 ヶ月以内にご本人やご家族に感染症の疑い（発熱、下痢、嘔吐、皮膚疾患等）がある場合は必ず事前にお知らせ下さい。

入所日前 1 ヶ月以内に医療入院されていた場合、前回の入所から医療処置の内容等状態が変わった場合は、事前の連絡と診療情報提供書のご用意をお願いします。

9. その他

エアロネブライザーは自宅で定期的に使用しており、短期入所中にも実施希望がある場合は自宅のエアロネブライザーユニットをお持ち下さい。持参がない場合は、実施しません（エアロネブライザーユニット製造中止のため 2025 年 4 月以降は、院内からの貸出しも困難となります）。

ご事情により、短期入所時の情報提供（排尿記録、健康調査票等）が必要な場合は、事前にお知らせ下さい。

ご不明な点がございましたら、地域療育支援室（TEL：03-5632-8088）までお問い合わせ下さい。